

第3回IPD懇談会で示された論点及び今後の検討方針

(1) IPDシステムの目的：IPDシステムを利用する受講者の範囲の明確化

- 高度な専門的知見を有する技術者としての技術士を目指す技術者を受講者の対象とする。

(2) IPDシステムの運営主体

- 明確化された受講者の範囲に効果的にアプローチできる組織を選定する必要がある。
- 運営主体は、プログラム提供機関や認証機関との強固な連携を図りつつIPDシステムを主体的に推進する役割を担うことが必要であることを念頭に、実現可能な選択肢を示しつつ選定する。

(3) IPDシステム利用によるインセンティブの付与

これまでの各社へのIPDヒアリングにおいて、多くの企業では新人研修システムがすでに確立されている等、ステークホルダー（企業・利用者個人）に敢えて外部にIPD利用を求めるニーズは顕著とは言えないことから、メリットやインセンティブを積極的に明示し、IPDの普及・利用者拡大に繋げる。

- 具体的なアイデア（次頁）

第3回IPD懇談会で示された論点及び今後の検討方針（つづき）

（3）IPDシステム利用によるインセンティブの付与

● 具体的なアイデア

- ✓ 常にステークホルダーのニーズの把握に努め、利用者個人にとって魅力ある研修内容を提供
- ✓ DX等の最先端技術や経済安全保障など、各企業のみでは対応困難であるが、利用者個人が興味を持ちそうな課題について、協力機関が最新の知見を有する専門家を派遣することにより、時代の潮流に合致した研修を実施
- ✓ そのほか、IPD認証を企業の人事考課への活用等の様々なメリットをステークホルダーに対して示す 等

（4）関係機関との連携

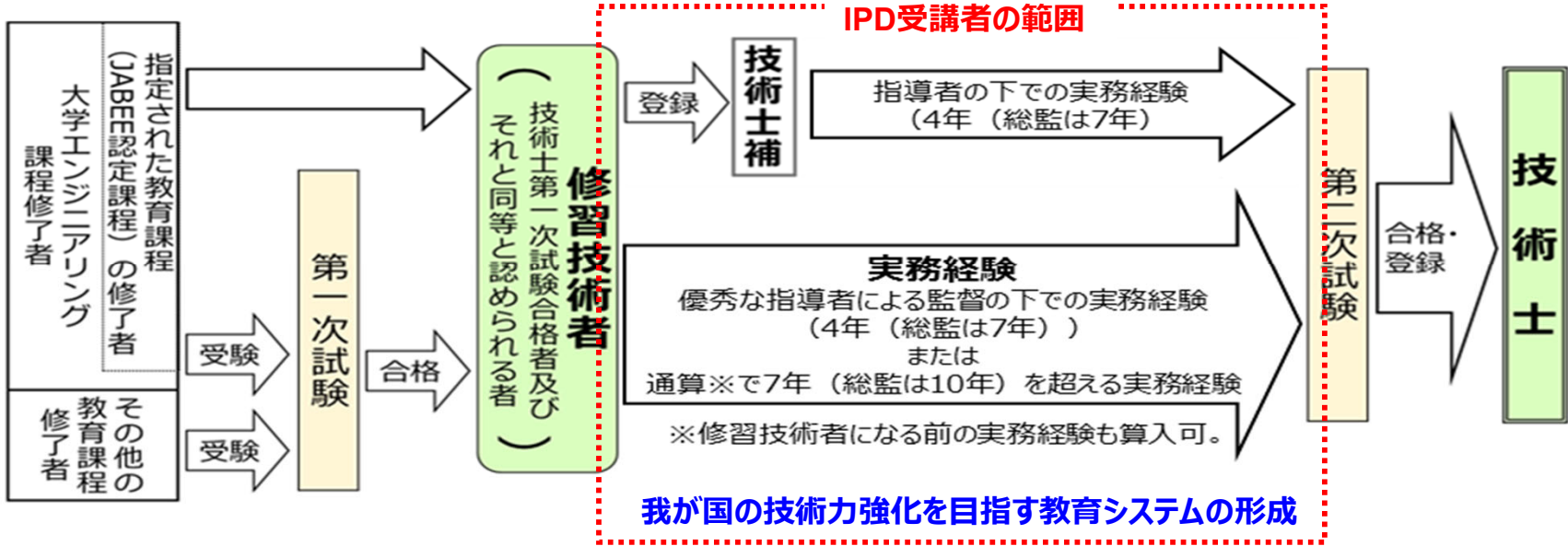
運営主体は、体系的で効果的なIPD活動を行えるよう、産業界や教育機関、学協会等の連携を図り、人材交流の場を形成。



● （2）や（3）と連動させて今後、詳細については検討

- ✓ 例えば、IPDシステムにより形成されたプラットフォームが「技術者間の人材交流の場」として機能し、そこに参加することにより、最前線の知見を獲得できるだけでなく、異なる業種との交流促進がもたらされるなどに繋がっていくことを期待

IPD制度の整備・充実



IPDシステム全体を運営主体が管理

